

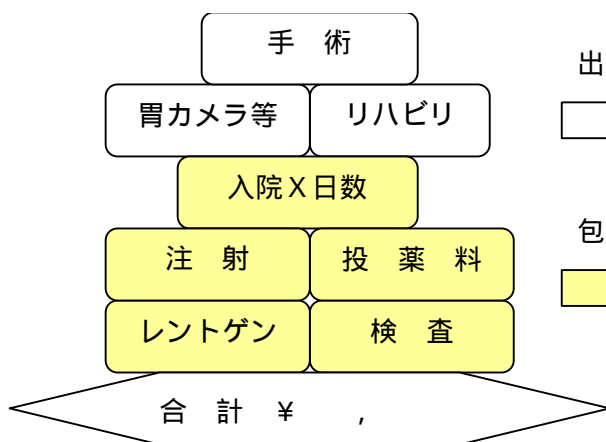
# 医療費の計算方式・支払い方式が変わります（H20.4.1～）



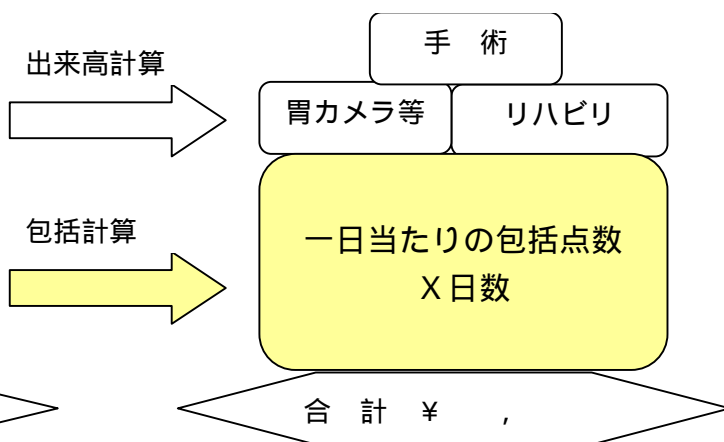
## ～ D P C （診断群分類別包括評価制度）方式～

厚生労働大臣が定める調整係数 平成22年4月～7月 1.0889  
平成22年8月～ 1.0852

### 従来 の 計 算 方 式



### D P C の 計 算 方 式



### Q . D P C （診断群分類別包括評価制度）とは？

患者さんの病気や状態をもとに、厚生労働省の定めた1日あたりの定額点数を基本にし、医療費を計算する方法です。

### Q . 支払い方法はどうか変わるの？

一部負担金の支払い方法に変更はありません。

ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって診断が変更になった場合には、請求額が変更するため、退院時・転科時に差額の調整を行うことがあります。

また、病院ごとに一定の係数（医療機関別係数）が定められており、同一の診断・治療でも病院によって医療費が異なる場合がありますのでご注意ください。



ご不明な点、ご質問等ございましたら、入退院窓口（医事課）までおこしてください。

## 入院医療費計算方法変更のQ & A

Q1．どのような病院で計算方法が変わるのですか？

D P Cという新しい医療費の計算方法の試行的適用に協力する意向のある病院が新しい計算方法の対象になります。

Q2．D P Cという計算方法により、医療費はこれまでとどのように変わるのですか？

D P Cとは診療行為ごとに料金を計算する従来の「出来高支払い方式」とは異なり、入院される患者様の病気、病状をもとに、処置などの内容に応じて定められた1日当たりの定額の点数を基本に医療費を計算する新しい方法です。

1日当たりの定額の点数は、診断群分類と呼ばれる区分ごとに、入院日数に応じて定められています。また1日当たりの定額の点数に含まれるのは、入院基本料や検査、投薬、注射、画像診断等で、手術等については、従来どおり「出来高支払い方式」で計算されます。

Q3．医療費の支払い方法はどうか変わるのですか？

一部負担金の支払い方法は、従来の方法と基本的に変わりありません。ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合には、請求額が変動することとなるため、退院時等に、前月までの支払額との差額の調整を行うことがあります。

Q4．全ての入院患者がこの制度の対象になるのですか？

患者様の病名や治療の内容に応じて分類される診断群分類のいずれかに患者様のご病気が該当すると主治医が判断した場合に、新たな計算方法により医療費を計算します。

ご病気が、この診断群分類のいずれにも該当しない場合には、これまで通りの医療費の計算方法になります。

Q5．高額療養費の扱いはどうなるのですか？

高額療養費の取り扱いは従来と変わりありません。